

(別添)

○農林水産省令第二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
ワルボフロキサシンを有効成分とする注射剤 (前項に掲げるものを除く。)	牛 豚	(略) <u>1 日量として体重 1 kg 当たり 8 mg 以下の量を筋肉内に注射すること。</u>	(略) <u>食用に供するためにと殺する前 8 日間</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
ワルボフロキサシンを有効成分とする注射剤 (前項に掲げるものを除く。)	牛 (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。